

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一規一本専-020	承認日	2023.12.20	1/1
電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程					作成者 馬場恵子	承認者 島隆雄

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、公益社団法人石川勤労者医療協会(以下、当法人)において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当法人の全ての職員に対して適用する。

(管理責任者)

第3条 この規程の管理責任者は、財務部長とする。

第2章 電子取引データの取扱い

(電子取引の範囲)

第4条 当法人における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

- 一 EDI取引(電子データ交換)
- 二 電子メールを利用した請求書などの授受
- 三 取引業者のインターネットサイトを利用した請求書などの授受
- 四 その他電子データでの取引

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び取引相手に提供した取引関係情報、国税関係帳簿等について下記のとおりとする。

	保存方法	保存期間
国税関係帳簿(仕訳帳、総勘定元帳、固定資産台帳、貸借対照表、損益計算書)	財務システム (システム内に保存されており、必ずしも紙保存は不要)	7年間 (繰越欠損金がある場合10年間)
第6条に定めるデータ	ワーキングホルダー (文書管理クラウドサービス)	

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一規一本専-020	承認日	2023.12.20	1/1
電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程					作成者 馬場恵子	承認者 島隆雄

(対象となるデータ)

第6条 保存する取引関係情報は以下のとおりとする。

- 一 見積書 情報
- 二 注文書 情報
- 三 注文請書 情報
- 四 納品書 情報
- 五 領収書、支払い情報
- 六 契約書 情報

(保存時のファイル名)

第6条にあるデータを保存する際は下記のルールに従って名前をつけ、ワーキングホルダーに保存する。

ファイル名：帳票名_日付○○○○○○○○○_取引先名_金額

例)：請求書_20240131_(株)A B C_120000

請求書等の日付 合計金額

(運用体制)

第7条 保存する取引関係情報の管理責任者は法人財務部長、処理責任者は各事業所経理担当者とする。

管理責任者および処理責任者

管理責任者	事業所名	処理責任者
財務部長	法人本部	経理担当者
	城北病院	
	城北診療所	
	寺井病院	
	手取の里	
	輪島診療所	
	羽咋診療所	
	城北クリニック	
	城北歯科	
	健生クリニック	
	上荒屋クリニック	
	小松みなみ診療所	
	おんぼら〜と	
	訪問看護すみれ	

(訂正削除の原則禁止)

第8条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一規一本専-020	承認日	2023.12.20	1/1
電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程					作成者 馬場恵子	承認者 島隆雄

(訂正削除を行う場合)

第9条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」に以下の内容を記載の上、管理責任者へ提出すること。

- 一 申請日
 - 二 取引伝票番号
 - 三 取引件名
 - 四 取引先名
 - 五 訂正・削除日付
 - 六 訂正・削除内容
 - 七 訂正・削除理由
 - 八 処理担当者名
- 2 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
- 3 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。
- 4 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すと同時に「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
- 5 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

附則

(施行)

第10条 この規程は、2024年1月1日から施行する。